

単位価格表示の基準

改正 平成17年告示第89号

名古屋市告示第 486号

名古屋市消費生活条例（昭和51年名古屋市条例第43号）第11条第2項の規定により、単位価格表示の基準について次のように定めたので、同条第3項の規定により告示し、昭和53年2月1日から施行する。

昭和52年11月18日

名古屋市 市長 本山 政雄

1 単位価格表示を行なうべき事業者の範囲

単位価格表示をしなければならない事業者は、次に掲げる店舗で小売業を営む者とする。

(1) ひとつの店舗面積が500平方メートル以上の店舗

(2) ひとつの建物内に特定の小売業者（以下「キーテナント」という。）およびこれと出店契約を結んでいる1以上の小売業者（以下「出店契約者」という。）がある場合であって、その合計店舗面積が500平方メートル以上あるときは、当該キーテナントおよび出店契約者の店舗

2 単位価格を表示すべき商品および基準単位量

単位価格を表示すべき商品および単位価格表示に使用する基準単位量は、別表のとおりとする。ただし、詰め合せ商品で、銘柄、品質、品種、規格又は組成の異なる商品を詰め合せたものについては、対象から除外する。

3 単位価格の算出方法

単位価格は、販売価格を当該商品の内容量で除して得た値の有効数字3けた（4けた目を四捨五入）に、当該商品の基準単位量を乗じて得た値とする。

4 単位価格表示の表示事項

単位価格表示の表示事項は、商品名、基準単位量、単位価格、内容量および販売価格とする。

5 単位価格の表示方法

単位価格の表示方法は、消費者が商品を購入する際の選択に当って、表示事項を誤認し、又は誤解するおそれがなく、かつ見やすい方法とする。

別表

単位価格を表示すべき商品および基準単位数

表示対象品目	基準単位数	表示対象品目	基準単位数
(食料品)		22 はちみつ	100 グラム
1 ベーコン	100 グラム	23 ジャム	100 グラム
2 ハム	100 グラム	24 化学調味料	10 グラム
3 ソーセージ	100 グラム	25 インスタントコーヒー	10 グラム
4 バター	100 グラム	26 インスタントココア	10 グラム
5 チーズ	100 グラム	27 インスタント粉末クリーム	10 グラム
6 マーガリン	100 グラム	28 緑茶	10 グラム
7 小麦粉	100 グラム	29 紅茶	10 グラム
8 パン粉	100 グラム	30 ヨーグルト	100 グラム
9 かんめん	100 グラム		
10 マカロニ	100 グラム	(日用雑貨品)	
11 スパゲッティ	100 グラム	1 合成洗剤(台所用)	10 ミリリットル
12 砂糖	100 グラム	2 合成洗剤(住居用)	10 ミリリットル
13 食塩	100 グラム	3 合成洗剤(洗濯用)	100 グラム
14 みそ	100 グラム	4 粉末石けん(洗濯用)	100 グラム
15 しょうゆ	100 ミリリットル	5 シャンプー	10 ミリリットル
16 食用油	100 グラム	6 ヘアリンス	10 ミリリットル
17 食酢	100 ミリリットル	7 練歯みがき	10 グラム
18 ソース	100 ミリリットル	8 トイレットペーパー	10 メートル
19 ケチャップ	100 グラム	9 ラップフィルム	1 メートル
20 マヨネーズ	100 グラム	10 アルミホイル	1 メートル
21 ドレッシング類	100 ミリリットル		